土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、 特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該 汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」 という。)を指定するので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年9月5日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 要措置区域

別図のとおり(八王子市富士見町3番32)

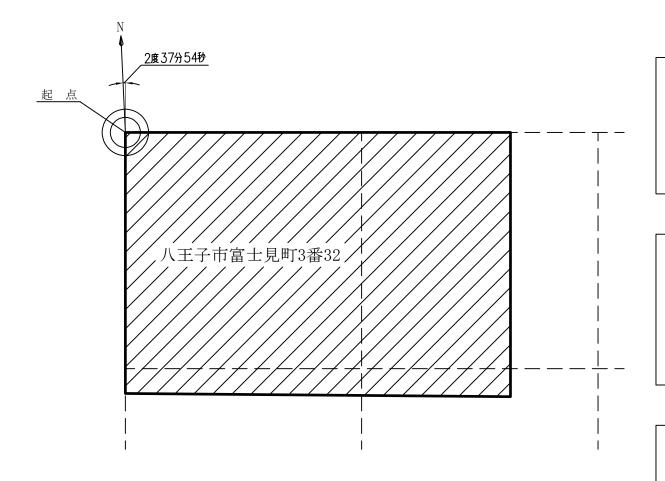
2 土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

<問合せ先> 環境部環境保全課



【凡例】-

---:単位区画

----: 敷地境界

| | 要措置区域

- 【起点】-

起点は、座標 (X=-36714.782、Y=-43670.267) とする。

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

- 【格子の回転角度(2度37分54秒)】-----

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平 行して10m間隔で引いた線により構成され ている格子を、起点を中心として、右回り に回転させた角度を示す。